

郡山市立学校の分散登校を実施します



ターゲット 4. a

令和2年5月8日

郡山市教育委員会学校教育部

学校教育推進課

担当：新田 泰尋

TEL：924-2431

SDGs ターゲット 4. a 「全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供する」

臨時休業中における郡山市立学校の分散登校を、次の通り実施します。

- 1 期間 令和2年5月14日（木）から学校再開まで
- 2 目的 一斉臨時休業の期間が延長されたことに伴い、その際の児童生徒の学習保障や心身の健康の保持の観点から、臨時休業期間中、分散登校によって継続的に学習・生活支援を行い、学校再開に備えるため。
- 3 実施方法
 - (1) 分散登校の方法
 - 1教室当たりの児童生徒数の目安を16～18名以内とし、各学校がそれぞれの実態に応じて分散登校を計画する。
 - 児童生徒の1人当たりの登校日は週2日、午前中4時間とする。弁当を持参し食べてから下校する。部活動等の放課後の活動は行わない。
 - (2) 出欠の取扱い
臨時休業中であることから、出席扱いとはしない。
登校しなかった児童生徒に対しては、個別に学習指導や学習状況の把握を行うなど、不利益に取り扱われることのないように配慮する。